

羽生市プレミアム付商品券取扱店募集要項

1 目的

低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券（以下「プレミアム付商品券」という。）を発行し、消費税・地方消費税の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を喚起し、下支えすることを目的とします。

2 プレミアム付商品券の事業概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名称 | 羽生市プレミアム付商品券 |
| (2) 発行者 | 羽生市商工会（羽生市プレミアム付商品券事業受託者） |
| (3) 発行額 | 総額2億5,750万円を予定 |
| (4) 発行冊数 | 51,500冊（1冊 額面5,000円） |
| (5) 販売価格 | 額面価格5,000円を4,000円で販売
（内訳500円券10枚（5,000円分）） |
| (6) 使用期間 | 令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火） |
| (7) 販売方法 | 窓口対面販売 |
| (8) 販売対象者 | ①平成31年1月1日時点で羽生市に住民登録があり、今年度住民税が非課税の者
②令和元年6月1日時点で羽生市に住民登録があり、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主 |
| (9) 販売限度額 | ①住民税非課税である者は、利用可能額25,000円（販売額20,000円）
②3歳未満の子どもが属する世帯主は、利用可能額25,000円（販売額20,000円）で子どもの数 |
| (10) 販売単位 | 額面5,000円（販売額4,000円）とし、当該販売単位により、購入者の希望に応じる。なお、一度の購入で、複数回購入することは差し支えない。
①住民税非課税である者は、5回まで。
②3歳未満の子どもが属する世帯主は、5回に3歳未満の子どもの数を乗じた数。 |
| (11) 販売場所 | 羽生市商工会（羽生市中央3-7-5）
①通常の販売 平日午前9時から午後4時まで
②特定の日々の販売 令和元年10月5日（土）、6日（日）
令和元年10月から令和2年2月までの第3日曜日
午前9時から午後4時まで
（令和元年12月については、都合により第2日曜日） |
| (12) 販売期間 | 令和元年10月1日（火）から令和2年2月28日（金） |

3 プレミアム付商品券取り扱いにおける厳守事項

- (1) プレミアム付商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において使用可能です。
- (2) プレミアム付商品券を現金化することはできません。
- (3) プレミアム付商品券額面に使用が満たない場合でも、釣銭は出ません。
- (4) 不足分は現金で受け取ってください。
- (5) 使用期間を過ぎたプレミアム付商品券は受け取らないでください。
- (6) プレミアム付商品券の紛失および盗難について、羽生市商工会はその責を負いません。

4 プレミアム付商品券の使用対象とならないもの

- (1) ~~国や地方公共団体への支払い（税金・電気・水道料金等の公共料金）~~
国税、地方税、使用料等の国や地方公共団体への支払い
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性があり広域的に流通しうるもの
- (3) 現金との換金、金融機関への借り入れ
- (4) たばこ
- (5) 土地家屋の購入代金不動産及び金融商品
- ~~(6) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医療品を含む）~~
- ~~(7)~~ (6) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入等）
- ~~(8)~~ (7) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に規定する営業への支払い
- ~~(9)~~ (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ~~(10)~~ (9) その他国・県・市が適当でないと認めたもの

5 取扱店の参加資格

羽生市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（1）から（4）に該当する事業者を除いたもので、羽生市内の店舗等に関りプレミアム付商品券を使用できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記4「プレミアム付商品券の使用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ステッカー等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだプレミアム付商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造されたプレミアム付商品券と判別できる場合は、プレミアム付商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を羽生市商工会まで報告してください。
- (3) プレミアム付商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店名の記載又はゴム印を押印することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) プレミアム付商品券の交換及び売買は行わないでください。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたプレミアム付商品券のみ換金可能です。
- (5) 取扱店自らの事業用の取引（商品の仕入等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取ったプレミアム付商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

7 申込みについて

(1) 申込み方法

この「募集要項」に同意のうえ、「羽生市プレミアム付商品券発行事業取扱店申込書兼誓約書（以下「申込書」という。）」に必要事項を記入し、羽生市商工会へ直接提出してください。

「申込書」は羽生市及び羽生市商工会のホームページからダウンロードできるほか、羽生市商工会で配布します。

(2) 申込期間

令和元年7月1日（月）～令和2年2月28日（金）

平日午前8時30分から午後5時15分まで

① 9月2日（月）までの申込者…取扱店名簿に掲載

② ①以降の申込者…名簿には掲載できませんが、羽生市及び羽生市商工会のホームページに掲載します。

(3) 申込み後の審査・承認

申込みのあった事業者は、羽生市商工会の審査を経て、取扱店として承認します。承認した場合には後日「羽生市プレミアム付商品券取扱店証明書（以下「取扱店証明書」という。）」等を郵送します。

(4) その他

① 個別の店舗ごとに申込んでください。羽生市内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申込書を作成してください。

② 複数の店舗が含まれる商業施設等の一括の申込みはできません。個別のテナントごとに申込んでください。

8 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

9 換金について

(1) 換金方法

使用されたプレミアム付商品券と取扱店証明書を提示して換金を申し出てください。商工会からは小切手を渡しますので、金融機関にて現金化してください。

(2) 換金期間

令和元年10月1日（火）～令和2年4月30日（木）

（土日祝日及び12月28日から1月5日を除く）

※上記期間を過ぎての換金は、一切応じられませんので、ご注意ください。

(3) 換金手数料

羽生市商工会非会員は事務経費として、換金の際、商品券1枚につき10円（額面の2パーセント）の負担をお願いします。

10 その他留意事項

(1) この「取扱要項」に記載されていない事項は、羽生市商工会へお問い合わせください。

(2) 取扱店情報は羽生市及び羽生市商工会ホームページ等により広報します。

【問い合わせ先】羽生市商工会 561-2134